



2024年5月10日

各位

会社名 アルメタックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村治 俊哉  
(コード番号：5928 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 松永 則子  
(TEL. 06-6440-3838)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第60期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の強化を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ～ 第 3 条 (条文省略)	第 1 条 ～ 第 3 条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び会計監査人を置く。	第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く。
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 ～ 第 7 条 (条文省略)	第 6 条 ～ 第 7 条 (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、 <u>取締役会において定める「株式取扱規則」</u> による。	第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、 <u>法令又は定款の他、取締役会の決議によって定める「株式取扱規則」</u> による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (新設)	第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2. 株主名簿管理人およびその事務取</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 ~ 第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 19 条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>但し、取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 19 条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>但し、取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 1 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 2 2 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 2 3 条 取締役は取締役会を組織し、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会に関する事項は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 2 5 条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 6 条 (条文省略)</p>	<p>関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 1 条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 2 2 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 2 3 条 取締役は取締役会を組織し、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会に関する事項は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集者及び議長は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、</u>あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 2 5 条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 2 6 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 29 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は前任監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって、定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 33 条 監査役は全員で監査役会を組織し、監査に関する重要事項について協議、決議をする。</p> <p>2. 監査役会に関する事項は法令又は定款に別段の定めがある場合を除</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集者及び議長)</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 監査役会は議長がこれを招集する。</u></p> <p><u>2. 監査役は互選により監査役会に議長をおく。</u></p> <p><u>3. 議長に事故あるときは、あらかじめ監査役会で協議して決めた順序により、他の監査役がこれに当たる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発する。</u></p> <p><u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決する。</u></p>	
<p><u>(議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。</u></p> <p><u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数によってこれを決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が、これに記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。</u></p>
<p>第 6 章 取締役、<u>監査役</u>の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）<u>及び監査役（監査役であった者を含む。）</u>の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）<u>及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</u></p> <p>但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第 6 章 取締役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第 34 条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>39 条</u> (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 40 条</u> 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>41 条</u> (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>35 条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 36 条</u> 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>期末配当として剰余金の配当</u>を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当として剰余金の配当</u>を行うことができる。</p> <p>第 <u>37 条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)  第 4 2 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)  (新設)</p>	<p>(除斥期間)  第 3 8 条 剰余金の配当に係る金銭の支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日(木)

定款変更の効力発生日 2024年6月27日(木)

(注) 上記の内容につきましては、2024年6月27日開催予定の当社第60期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上